

第4回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和5年8月7日（月曜日） 午後1時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD

3 出席者

公益代表委員 : 3人
労働者代表委員 : 2人
使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額について、事務局から他局の改定状況の説明をした後、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回45円を提示したが、前回提示額より2円減額の43円を提示する。

- ① あくまでも我々が真に注目すべきは低い水準で生活している方々に対する生活の安心であって、格差と貧困は社会的な問題だと認識している。
- ② 中央最低賃金審議会で議論された、生計費に重きを置いた目安額を軽視することはできない。
- ③ 岡山市における消費者物価指数の推移をみると、令和4年10月から今年6月までの平均が4.8%となる。最低賃金額892円に4.8%を乗じると43円となる。
- ④ 本日が10月1日発効日とするための結審予定日となる。1日でも早く最低賃金で働く労働者の賃金改善を図るためにも、結審に向けて審議したい。

【使用者側の意見要旨】

前回と同じ39円を提示する。

- ① 39 円の引き上げとすると、影響率は 20.71%となり、かなり高い割合となる。総人件費の増加、社会保険料等を含めるとかなりの負担増で、コロナ禍から回復する企業にとって新たな負担を迫ることとなり、国の政策的な支援が必要不可欠である。
- ② 前回の 39 円は使側にとっては思い切った金額提示であった。中央の目安通り 40 円で決まるのであれば、中央の目安を伝達するだけでよく、地方の実態を議論する会議になっていない。
- ③ 中小企業白書では、「中小企業製造業は大企業に比べて価格転嫁できていないため、生産性が低迷している」とある。価格転嫁が進まぬ中で目安どおりの引き上げは認めにくい。
- ④ 使側としては、労側からの 10 月 1 日に発効したいとの意向を踏まえ、できれば 39 円で合意して 10 月 1 日発効としたい。

(2) 労側の提案により労使協議を行うこととなり、協議を行った結果、労側 42 円、使側 39 円まで歩み寄ったが合意には至らなかったことから、労使より公益の見解を求めたいとの要望があった。

(3) 要望を受け、公益として、金額としてはプラス 40 円を示した。また、中央最低賃金審議会への要望、政府に対する中小企業支援についての要望を付した見解を示した。

(4) 公益見解に対して、労使双方から異議なく全会一致に至ったことから、岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書を作成した。

全会一致の場合は、最低賃金審議会令 6 条 5 項を適用することになり、専門部会の決議が審議会の決議となるため、答申文を作成した。

6 配付資料

- ・岡山県最低賃金の改正決定に関する報告文（案）
- ・岡山県最低賃金の改正決定について答申文（案）